

# 西会津町農業委員会

## 第33回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和5年6月21日

西会津町農業委員会

## 第33回 西会津町農業委員会総会会議録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年6月21日（水）午前10時00分

場 所 西会津町役場 3階 大会議室

### 2 招 集 者 西会津町農業委員会 会長 江川 新壽

### 3 本日の総会に出席した委員

（農業委員）

会 長 12番委員 江川 新壽

会長職務代理者 11番委員 佐藤 正光

委 員

1番委員 渡部 定衛 4番委員 岩原 稔 6番委員 江川 政次

7番委員 三留 弘法 8番委員 小原 利道

（推進委員）

2番委員 伊藤 一郎 6番委員 長谷川 辰男 11番委員 猪俣 久一

### 4 本日の総会に欠席通告した委員

（農業委員） 2番委員 佐藤 健一 3番委員 三瓶 常夫

5番委員 矢部 幸彦 9番委員 仲川 久人

10番委員 星 敬介

### 5 農業委員会事務局職員

事務局 長 小瀧 武彦

事務局 次長 齋藤 賢

事務局 員 秦 康広

○会長（あいさつ）

おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

総会終了後に互助会の会議があるとの事でございますので、議事運営にご協力いただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（開 会）

○議長

それではこれより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して7名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席によりまして総会は成立しております。

それでは、これより「第33回西会津町農業委員会総会」を開会いたします。

本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。よろしくお願ひを致します。

○議長

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、4番・岩原稔 委員、8番・小原利道委員にお願ひします。

○議長

続きまして、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の報告をお願ひいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

（主要業務について報告する。）

○議長

ただいま事務局の報告のありました「主要業務報告」について、各委員から

質問あればお願いしたいと思います。

○議長

はい、なしと認めます。これで質問を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

○議長

議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有権移転）

○議長

只今、事務局の齋藤次長の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました伊藤一郎推進委員に報告をお願いいたします。

○伊藤一郎推進委員

報告いたします。6月13日に現地を調査したんですが、事務局の説明のとおりであります。特に異常ありませんでした。以上です。

○議長

はい、ご苦労様でした。事務局並びに伊藤一郎推進員の報告が終わりましたので、それではこれより質疑を行います。何かございませんか。ありませんか。

○議長

それではこれで質疑を終わります。これより討論を行います。討論ございま

せんか。討論ないようですのでこれで討論を終わります。

これより議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について採決をいたします。お諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがいまして議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有権移転）

○議長

はい、ただ今、事務局齋藤次長の説明が終わりましたので、続いて現地調査をされました猪俣久一推進委員に報告を求めます。

○猪俣久一推進委員

推進員の猪俣です。申請のありました土地につきましては、6月13日に現地確認を行いましたので報告いたします。

申請のありました土地は極入の村中であり、点在しており、所有者は県外在住の方であります。調査の結果についてであります。調査報告書の内容のとおり特に問題ありませんでした。以上です。

○議長

それでは、事務局並びに推進委員の報告が終わりましたので。それではこれより質疑を行います。あればよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

ございませんか。無いようですのでこれで質疑を終わります。  
それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

無いようですのでこれで討論終わります。  
それでは、これより議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」採決をいたします。  
お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがいまして議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。

○議長

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（一時転用）

○議長

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地調査をされました伊藤一郎推進委員に報告をお願いいたします。

○伊藤一郎推進委員

はい、報告いたします。今事務局から話しあったように長坂の高速が通っているボックスの先、手前じゃなくて先、それが今作業道で作る場所の調査で特に異常ありませんでした。以上です。

○議長

只今事務局並びに推進委員の説明が終わりましたのでこれから、質疑を行いたいと思います。質問ございませんか。

○議長

無いようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

○議長

討論ございませんか。討論ないようですのでこれで討論終わります。

これより議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案の通り承認されました。

○議長

続きまして、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。

○議長

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（一時転用）

○議長

事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました伊藤一郎推進委員に報告を求めます。

○伊藤一郎推進委員

はい、説明いたします。塩喰部落内の基盤整備した田んぼを高速で20年前、先回も借りて終わったんですが今回も先回と同じく全部借りてそこに事務所、プラント、工事用の道路を作ってトンネルの工事に入るそうです。

事務局から説明ありましたが特に異常ありません。以上です。

○議長

只今、事務局並びに伊藤一郎推進委員の報告が終わりましたのでそれではこれより質疑を行います。質問ございませんか。

○議長

質問ないようですのでこれで質疑を終わります。それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

○議長



討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」採決をします。

お諮りをします。本件は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案の通り承認されました。

○議長

続きまして議案第5号「土地の現況確認について」議題としますが、議案第5号から議案第9号までは、同じ一団地での申請であることから、一括して議題としますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

はい、それでは事務局の説明を求めます。

○事務局

資料を基に説明（現況確認）第5号から9号まで

○議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、続いて現地調査をされた長谷川辰男推進委員に報告を求めます。

○長谷川辰男推進委員

はい、それでは私のほうから、推進員の長谷川と申します。議案第5号から9号まで報告いたします。6月13日に現地調査を実施いたしました。当該申

請地でありますが、事務局説明のとおりであり、かなり低い場所にあり、写真からも確認できる状態となっていることから今後農地として活用する事は困難であると判断いたしましたので、みなさんのご理解をお願いしたいと思います以上です。

○議長

はい、有難うございました。事務局並びに長谷川推進委員の報告が終わりましたのでこれより、質疑を行います。

○議長

質問ございませんか。無いようですのでこれで質疑を終わります。それでは、これより討論に移ります。

○議長

討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第5号から議案第9号まで「土地の現況確認について」採決します。

お諮りをします。本件は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第5号から議案第9号までの「土地の現況確認について」は原案の通り承認されました。

○議長

続きまして議案第10号「非農地の確認について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局

資料を基に説明（現況確認）

○議長

はい、事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされた長谷川辰男推進委員に報告を求めます。

○長谷川辰男推進委員

はい、それでは議案第10号を報告いたします。6月13日に現地確認を実施いたしました。本人申請は雑種地とのことでありますが現地確認の結果申請地に小屋が建っており宅地であると判断いたします。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに長谷川辰男推進委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か質問ございませんか。

○議長

無いようですのでこれで質疑を終わります。それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号「非農地の確認について」採決します。それではお諮りします。本件は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第10号「非農地の確認について」は

原案の通り承認されました。

○議長

続きまして議案第11号「非農地の確認について」を議題とします。  
それでは事務局の説明を求めます。

○事務局

資料を基に説明

○議長

はい、只今事務局の説明が終わり、続きまして現地調査をされた伊藤一郎推進委員に報告を求めます。

○伊藤一郎推進委員

〇〇は部落の人間であったんですが、この〇〇君のうちは親が開墾して作った土地が、死んでから〇〇君は自分の土地を管理しないで今この状態になったと思います。ですので、この土地が田と畑の登記なんですが、雑種地の登記申請変更なので事務局の説明のとおり異常なしと認めました。

○議長

はい、事務局並びに伊藤推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。質問ございませんか。

○7番 三留弘法農業委員

すみません。ちょっと確認なんですけども、このBの写真なんですけどここが宅地になるということですか。

○事務局

三留委員の指摘がありましたとおり。すみません。資料のAとBの写真が逆となっておりました。大変失礼しました。117頁のAとBの写真は入れ替え

になりますので訂正ください。106頁のAとBの真ん中の堺で写真を撮っていますのでAをBにBをAにしてください。

○7番 三留弘法農業委員

ここはもともと農地だったんですね。そこを宅地にするということなんですよね。宅地にしたいってことですか。

○事務局

本人は田んぼだったので田んぼとして使っていればよかったんですが、何十年もそういった形で使っていないので現況確認をしていただきたいということで雑種地として申請があったんですが、現地に行ったら何十年も前から小屋が建っているということで本来なら何十年も昔に指摘をしなければならなかった。

住宅は宅地になってますが、小屋が田んぼに建てて何十年も生活していた。現況はこんな感じなのであり、雑種地という事で現地に行ったらそこに建物がたっているの、それは雑種地ではなく宅地になりますってことであります。

○7番 三留弘法農業委員

小屋が建っているところが宅地になるってことですか。わかりました。

○11番

佐藤正光農業委員 もう一回確認なんですが、105頁の写真の記号はAとBを逆にするというので、106頁の赤く区切らってあるところもAとBを逆にするということか。

○事務局

訂正する場所は117頁のA、Bを逆にしてもらって。すみません地番も違いました。失礼しました。上の写真をBにさせていただいて番地を390-1から394-1にさせていただいて、真ん中のBの写真をAして地番を394-1から390-1にさせていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

105頁と106頁はそのままで変更ありません。

○議長

その他ないですか。無いようですのでこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。

○議長

討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第11号「非農地の確認について」採決します。

それではお諮りします。本件は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第11号「非農地の確認について」は原案の通り承認されました。

○議長

続きまして議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局

事務局より説明

○議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。ございませんか。

○11番 佐藤正光農業委員

136の面積1筆面積2933と2926書き間違いだと思いましたが。

○事務局

1933の上のほうが正しいです。こちらで確認しておりますので、下の方

の面積 2 9 2 6 を 2 9 3 3 に訂正していただきたいと思います。

○議長

その他ございませんか。どうですか。

○議長

ないようですのでこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。

○議長

これで討論を終わります。これより議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を採択します。それではお諮りします。本件は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。  
続いて、次第 5. その他 に移ります。

○議長

「(1) 令和 4 年度「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及びに「農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」並びに「事務の実施状況」について」事務局の説明を求めます。

○事務局

(事務局より説明) 資料を基に説明

○議長

続きまして、「(1) 当面の日程について」事務局の説明を求めます。

○事務長

(事務局より説明)

○議長

続きまして、「(2) 次回総会開催日について」事務局の説明を求めます。

○事務局

(事務局より説明) 資料を基に説明

○議長

「(3) その他」何かございますか。

○事務局

前回の総会で岩原農業委員からご質問のあった件について次回報告するという事で、貸し借りの単価についてですが。牛尾が8,000円で尾野本平が10,000円であったが、なぜ中間管理機構を通してののに違うのかとの事であったので中間管理機構に問い合わせをしたところ、単価の設定はあくまでも本人同士の設定になるとの事でありました。中間管理機構では最低料金というのがありますが、単価の設定については貸し借りの人たちの間での単価設定との事です。

○議長

そのほか皆さんございませんか。これでなければ本日予定されていた案件は全て終了しました。

○議長

これで「第33回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れ様でした。